

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 8 月 29 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北側
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 電話 (011) 211-2352
電子メール: kei.shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 借受物品及び数量 カラー複合機 一式
- (2) 借受物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）
- (4) 借受期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日までとする。

ただし、本調達 は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

- (5) 納入場所 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階北側
札幌市経済観光局産業振興部経済企画課
- (6) 入札方法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 3 条に定めるもののほか、同要領第 85 条に基づき以下の条件を満たす者。
 - ア 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」のうち、中分類「物品賃貸業」に登録されていること。
 - イ 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）における本店又は支店等所在地が市内の者。
 - ウ 告示日より過去 2 年間に本市と契約において類似業務の履行実績があり、当該役務の提供が十分に可能な者。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）

等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

4 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記 1 に同じ及び札幌市公式ホームページ上に記載

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/keiyaku/r7fukugou.html>

- (2) 入札書の受領期限

令和 7 年 9 月 8 日（月）14 時 00 分（必着）

- (3) 開札の日時及び場所

令和 7 年 9 月 8 日（月）15 時 00 分

札幌市役所本庁舎 14 階 1 号会議室

- (4) 入札書の提出方法

入札説明書別紙 1 の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金：要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当する場合は免除することがある。

- (3) 入札の無効：本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否：要

- (5) 最低制限価格の設定：無

- (6) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書

に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし、無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを行う。

(7) 詳細は入札説明書による。